

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	国民健康保険関係事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

小樽市は、国民健康保険関係事務における特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

小樽市長

## 公表日

令和7年12月23日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険関係事務
②事務の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険法に基づき、国民健康保険の資格管理、保険料の賦課・徴収業務、保健事業等を行っている。</li> <li>・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。               <ul style="list-style-type: none"> <li>①申請書や届出書の受理</li> <li>②保険料賦課や各種給付の所得区分の判定に必要な要件の情報照会</li> <li>③年金からの特別徴収対象者の確認</li> <li>④被保険者の資格記録管理</li> <li>⑤被保険者の給付実績管理</li> <li>⑥保険料の徴収、収納状況の管理(公金受取口座に係るものを含む。)</li> <li>⑦保健事業の実施</li> <li>⑧オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務及び機関別符号の取得に関する事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)</li> <li>⑨各種給付の支給に関する事務(公金受取口座に係るものを含む。)</li> </ul> </li> </ul>
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"> <li>①国民健康保険システム、②滞納整理システム、③収納管理システム、④中間サーバー、⑤統合宛名システム、⑥次期国保総合システム及び国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(*)」という。)</li> <li>⑦医療保険者向け中間サーバー等</li> </ul> <p>*国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。</p>
2. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険賦課ファイル、国民健康保険資格ファイル、国民健康保険給付ファイル、収納管理・滞納整理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>&lt;国民健康保険関係事務&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)第9条第1項(利用範囲)及び別表の44の項</li> </ul> <p>&lt;オンライン資格確認の準備業務&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第9条第1項(利用範囲)及び別表の44の項</li> <li>・国民健康保険法 第113条の3第1項及び第2項</li> </ul>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 実施する ]</p> <p style="text-align: right;">1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>&lt;国民健康保険関係事務&gt;</p> <p>[情報提供]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の2、3、6、13、16、19、27、38、42、48、56、65、69、83、87、111、115、125、131、137、141、145、158、161、164、165、166、173の項</li> </ul> <p>[情報照会]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の69、70、71の項</li> </ul> <p>&lt;オンライン資格確認の準備業務&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等)</li> <li>・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項</li> </ul>

<b>5. 評価実施機関における担当部署</b>	
①部署	福祉保険部 保険年金課、保険収納課
②所属長の役職名	保険年金課長、保険収納課長
<b>6. 他の評価実施機関</b>	
—	
<b>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</b>	
請求先	郵便番号047-8660 小樽市花園2丁目12番1号 小樽市総務部総務課情報公開担当 電話0134-32-4111 内線421
<b>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</b>	
連絡先	郵便番号047-8660 小樽市花園2丁目12番1号 小樽市総務部総務課情報公開担当 電話0134-32-4111 内線421
<b>9. 規則第9条第2項の適用</b> <span style="float: right;">[ ]適用した</span>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年12月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年12月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <span style="float: right;">[ ○ ]委託しない</span>		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) <span style="float: right;">[ ○ ]提供・移転しない</span>		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <span style="float: right;">[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)</span>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<p>[      十分である      ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;            1) 特に力を入れている            2) 十分である            3) 課題が残されている</p>
8. 人手を介在させる作業 [      ] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<p>[      十分である      ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;            1) 特に力を入れている            2) 十分である            3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」に従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には基本4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、上記のほか、特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在する局面においては、複数人での確認を徹底しており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。
9. 監査	
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検      [    ] 内部監査      [    ] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<p>[      十分に行っている      ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;            1) 特に力を入れて行っている            2) 十分に行っている            3) 十分に行っていない</p>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [      ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<p>[ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;            1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策            2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策            3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策            4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策            5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)            6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策            7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策            8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策            9) 従業者に対する教育・啓発</p>
当該対策は十分か【再掲】	<p>[      十分である      ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;            1) 特に力を入れている            2) 十分である            3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	シンクライアント端末へアクセスが可能な職員は、静脈による生体認証とID・パスワードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員の権限を年度ごとに登録することで、アクセス権限の適切な管理を行っていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分であると考えられる。

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月28日	I-5②所属長	医療保険部 国保年金課長 伊藤 和彦、保険収納課長 小林 信夫	医療保険部 国保年金課長 勝山 貴之、保険収納課長 生瀬 裕司	事後	人事異動に伴う記載の変更のため、重要な変更にあたらない
平成29年5月31日	I-1③システムの名称	①国民健康保険システム、②滞納整理システム、③収納管理システム、④中間サーバー、⑤統合宛名システム	①国民健康保険システム、②滞納整理システム、③収納管理システム、④中間サーバー、⑤統合宛名システム及び国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(*)」という。) *国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバー群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。	事前	再評価
平成29年5月31日	I-5②所属長	医療保険部 国保年金課長 勝山 貴之、保険収納課長 生瀬 裕司	医療保険部 国保年金課長 山澤 亮司、保険収納課長 阿達 広司	事後	人事異動に伴う記載の変更のため、重要な変更にあたらない
平成29年12月1日	I-1②事務の概要	<p>・国民健康保険法に基づき、国民健康保険の資格管理、保険料の賦課・徴収業務等を行っている。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。</p> <p>①申請書や届出書の受理 ②保険料賦課や各種給付の所得区分の判定に必要な要件の情報照会 ③年金からの特別徴収対象者の確認 ④被保険者の資格記録管理 ⑤被保険者の給付実績管理 ⑥保険料の徴収、収納状況の管理</p>	<p>・国民健康保険法に基づき、国民健康保険の資格管理、保険料の賦課・徴収業務、保健事業等を行っている。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。</p> <p>①申請書や届出書の受理 ②保険料賦課や各種給付の所得区分の判定に必要な要件の情報照会 ③年金からの特別徴収対象者の確認 ④被保険者の資格記録管理 ⑤被保険者の給付実績管理 ⑥保険料の徴収、収納状況の管理 ⑦保健事業の実施</p>	事後	法令の改正に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年12月1日	I-4②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2の1、2、3、4、5、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、93、106、120の項</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第19条、第20条、第25条、第33条、第43条、第44条、第46条、第53条</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>〈情報提供〉</li> <li>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2の1、2、3、4、5、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、93、106、120の項</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第19条、第20条、第22の2、第24の2、第25条、第31の2、第33条、第43条、第44条、第46条、第53条、第59の3</li> <li>〈情報照会〉</li> <li>・番号法第22条第1項(特定個人情報の提供)及び別表第2の42、43、44、45の項</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第25条、第25の2条、第26条</li> </ul>	事後	法令の改正に伴う変更
平成31年3月15日	I-4②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>〈情報照会〉</li> <li>・番号法第22条第1項(特定個人情報の提供)及び別表第2の42、43、44、45の項</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>〈情報照会〉</li> <li>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2の42、43、44、45の項</li> </ul>	事後	精査による
平成31年3月15日	I-5②所属長の役職名	医療保険部 国保年金課長 山澤 亮司、保険収納課長 阿達 広司	国保年金課長、保険収納課長	事後	評価書の様式変更に伴う記載の変更のため、重要な変更にあたらない
平成31年3月15日	IV リスク対策	—	追加	事後	評価書の様式変更に伴う記載の変更のため、重要な変更にあたらない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年4月23日	I-1②事務の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険法に基づき、国民健康保険の資格管理、保険料の賦課・徴収業務、保健事業等を行っている。</li> <li>・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。</li> <li>①申請書や届出書の受理</li> <li>②保険料賦課や各種給付の所得区分の判定に必要な要件の情報照会</li> <li>③年金からの特別徴収対象者の確認</li> <li>④被保険者の資格記録管理</li> <li>⑤被保険者の給付実績管理</li> <li>⑥保険料の徴収、収納状況の管理</li> <li>⑦保健事業の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険法に基づき、国民健康保険の資格管理、保険料の賦課・徴収業務、保健事業等を行っている。</li> <li>・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。</li> <li>①申請書や届出書の受理</li> <li>②保険料賦課や各種給付の所得区分の判定に必要な要件の情報照会</li> <li>③年金からの特別徴収対象者の確認</li> <li>④被保険者の資格記録管理</li> <li>⑤被保険者の給付実績管理</li> <li>⑥保険料の徴収、収納状況の管理</li> <li>⑦保健事業の実施</li> <li>⑧オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務及び機関別符号の取得に関する事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)</li> </ul>	事前	事務の追加による
令和2年4月23日	I-1③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"> <li>①国民健康保険システム、②滞納整理システム、③収納管理システム、④中間サーバー、⑤統合宛名システム、⑥次期国保総合システム及び国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(*)」という。)</li> <li>*国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバー群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①国民健康保険システム、②滞納整理システム、③収納管理システム、④中間サーバー、⑤統合宛名システム、⑥次期国保総合システム及び国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(*)」という。)</li> <li>⑦医療保険者向け中間サーバー等</li> <li>*国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバー群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。</li> </ul>	事前	事務の追加による
令和2年4月23日	I-3法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」)第9条第1項 別表第1の30の項</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>〈国民健康保険関係事務〉</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」)第9条第1項(利用範囲)及び別表第1の30の項</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(以下「番号法別表第一主務省令」)第24条</li> <li>〈オンライン資格確認の準備業務〉</li> <li>・番号法第9条第1項(利用範囲)及び別表第1の30の項</li> <li>・番号法別表第一主務省令第24条</li> <li>・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項</li> </ul>	事前	事務の追加による

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年4月23日	I-4②法令上の根拠	<p>〈情報提供〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2の1、2、3、4、5、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、93、106、120の項</li> <li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「番号法別表第二主務省令」)第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第19条、第20条、第22の2、第24の2、第25条、第31の2、第33条、第43条、第44条、第46条、第53条、第59の3</li> </ul> <p>〈情報照会〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>番号法第22条第1項(特定個人情報の提供)及び別表第2の42、43、44、45の項</li> <li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第25条、第25の2条、第26条</li> </ul>	<p>〈国民健康保険関係事務〉</p> <p>(情報提供)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2の1、2、3、4、5、9、17、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、93、106、120の項</li> <li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「番号法別表第二主務省令」)第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第43条、第44条、第46条、第53条、第59条の3</li> </ul> <p>(情報照会)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>番号法第19条第7項(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2の42、43、44、45の項</li> <li>番号法別表第二主務省令第25条、第25条の2、第26条</li> </ul> <p>〈オンライン資格確認の準備業務〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>番号法附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等)</li> <li>国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項</li> </ul>	事前	事務の追加による
令和2年4月23日	II-1いつ時点の計数か	平成27年6月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	時点修正による
令和2年4月23日	II-2いつ時点の計数か	平成27年6月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	時点修正による
令和3年11月4日	I-4②法令上の根拠	<p>(情報提供)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2の1、2、3、4、5、9、17、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、93、106、120の項</li> <li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「番号法別表第二主務省令」)第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第12条の3、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第43条、第44条、第46条、第53条、第59条の3</li> </ul> <p>(情報照会)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2の42、43、44、45の項</li> </ul>	<p>(情報提供)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2の1、2、3、4、5、9、17、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、93、106、120の項</li> <li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「番号法別表第二主務省令」)第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第12条の3、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第43条、第44条、第46条、第53条、第59条の3</li> </ul> <p>(情報照会)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2の42、43、44、45の項</li> </ul>	事後	法令改正による
令和3年11月4日	I-5①部署	医療保険部 国保年金課、保険収納課	福祉保険部 保険年金課、保険収納課	事後	組織改革による
令和3年11月4日	I-5②所属長の役職名	国保年金課長、保険収納課長	保険年金課長、保険収納課長	事後	組織改革による
令和3年11月4日	II-1いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年9月1日時点	事後	時点修正による
令和3年11月4日	II-2いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年9月1日時点	事後	時点修正による

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年12月27日	I-1②事務の概要	<p>・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。</p> <p>①申請書や届出書の受理  ②保険料賦課や各種給付の所得区分の判定に必要な要件の情報照会  ③年金からの特別徴収対象者の確認  ④被保険者の資格記録管理  ⑤被保険者の給付実績管理  ⑥保険料の徴収、収納状況の管理  ⑦保健事業の実施  ⑧オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務及び機関別符号の取得に関する事務（以下「オンライン資格確認の準備業務」という。）</p>	<p>・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。</p> <p>①申請書や届出書の受理  ②保険料賦課や各種給付の所得区分の判定に必要な要件の情報照会  ③年金からの特別徴収対象者の確認  ④被保険者の資格記録管理  ⑤被保険者の給付実績管理  ⑥保険料の徴収、収納状況の管理（公金受取口座に係るものを含む。）  ⑦保健事業の実施  ⑧オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務及び機関別符号の取得に関する事務（以下「オンライン資格確認の準備業務」という。）  ⑨各種給付の支給に関する事務（公金受取口座に係るものを含む。）</p>	事前	公金受取口座情報を利用するため
令和4年12月27日	II-1いつ時点の計数か	令和3年9月1日時点	令和4年11月1日時点	事後	時点修正による
令和4年12月27日	II-2いつ時点の計数か	令和3年9月1日時点	令和4年11月1日時点	事後	時点修正による
令和7年12月23日	I-3法令上の根拠	<p>&lt;国民健康保険関係事務&gt;  ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」）第9条第1項（利用範囲）及び別表第1の30の項  ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（以下「番号法別表第一主務省令」）第24条  &lt;オンライン資格確認の準備業務&gt;  ・番号法第9条第1項（利用範囲）及び別表第1の30の項・番号法別表第一主務省令第24条  ・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項</p>	<p>&lt;国民健康保険関係事務&gt;  ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」という。）第9条第1項（利用範囲）及び別表の44の項  &lt;オンライン資格確認の準備業務&gt;  ・番号法第9条第1項（利用範囲）及び別表の44の項  ・国民健康保険法 第113条の3第1項及び第2項</p>	事後	法令改正による

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月23日	I-4②法令上の根拠	<p>&lt;国民健康保険関係事務&gt; (情報提供)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2の1、2、3、4、5、9、17、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、93、106、120の項</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「番号法別表第二主務省令」)第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第12条の3、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第43条、第44条、第46条、第53条、第59条の3(情報照会)</li> <li>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2の42、43、44、45の項・番号法別表第二主務省令第25条、第25条の2、第26条</li> </ul> <p>&lt;オンライン資格確認の準備業務&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等)</li> <li>・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項</li> </ul>	<p>&lt;国民健康保険関係事務&gt;</p> <p>[情報提供]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の2、3、6、13、16、19、27、38、42、48、56、65、69、83、87、111、115、125、131、137、141、145、158、161、164、165、166、173の項</li> </ul> <p>[情報照会]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の69、70、71の項</li> </ul> <p>&lt;オンライン資格確認の準備業務&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等)</li> <li>・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項</li> </ul>	事後	法令改正による
令和7年12月23日	II-1いつ時点の計数か	令和4年11月1日時点	令和7年12月1日時点	事前	時点修正による
令和7年12月23日	II-2いつ時点の計数か	令和4年11月1日時点	令和7年12月1日時点	事前	時点修正による
令和7年12月23日	IV-8人手を介在させる作業	(記載なし)	<p>「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」に従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には基本4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、上記のほか、特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在する局面においては、複数人での確認を徹底しており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。</p>	事前	様式変更に伴う新規事項
令和7年12月23日	IV-11最も優先度が高いと考えられる対策	(記載なし)	<p>シンクライアント端末へアクセスが可能な職員は、静脈による生体認証とID・パスワードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員の権限を年度ごとに登録することで、アクセス権限の適切な管理を行っていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分であると考えられる。</p>	事前	様式変更に伴う新規事項